

## ★ 立科町タクシー利用サポートご利用案内 ★

(R7.4.1~)

### 【立科町タクシー利用サポートとは?】

たてしなスマイル交通が通っていない地域にお住いの方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級）を所有する方、要介護（支援）認定を受けた方、運転免許証を返納した方は、利用者手帳を提示することで1乗車600円のご負担で、タクシーをご利用いただけます。

---

### ■ ご利用者の対象要件 ■

#### ①交通空白地域にお住いの方

塩沢5班（前沢地区）にお住いの方 ※たてしなスマイル交通が通っていない地域です。

#### ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（1級または2級）をお持ちの方

上記の手帳を所有しており、最寄りのバス停まで歩いていくことが困難な方

#### ③要介護（要支援）認定を受けた方

介護保険の要介護（要支援）認定者または事業対象者の方

上記の手帳を所有しており、最寄りのバス停まで歩いていくことが困難な方

#### ④運転免許証を返納した方

運転免許証を自主返納され、「申請による運転免許証の取消通知書」または「運転経歴証明書」の交付受けた方

### ■ ご利用いただける事業者 ■

『立科町タクシー利用サポート』をご利用いただけるのは、次の2事業者です。ご利用には一部条件がありますので、ご確認ください。

#### ①ご自身で乗降車が可能な方または運転手の簡単な介助で乗降車が可能な方

★望月ハイヤー（☎ 0267-56-1153）★

※ただし、介助者の同乗があれば利用可能です。

#### ②「最寄りのバス停まで歩くことができない」など、お一人で公共交通の利用が困難な方

★エンジェルタクシー（☎ 0800-800-1890※通話無料）★

※エンジェルタクシーは令和4年10月1日から一時的に休業しています。

★介護・福祉タクシー はね（☎ 070-8800-8080）★

※福祉輸送限定事業者のため、上記対象要件①、④の場合でも、最寄りのバス停まで歩いていくことが困難な方に限ります。

## ■ 利用目的について ■

生活のために必要な町内での移動に限ります。(お買い物や、通院等)

※白樺湖方面へは、バス停「立科町役場前」から「たてしなスマイル交通シラカバ線」をご利用ください。

## ■ ご利用料金について ■

1 乗車につき 600 円 (600 円を超える分については町が負担します。)

※運転手を長時間待たせることはご遠慮願います。

※目安として 5 分以上待たせる場合、新たに 1 乗車として料金が発生しますので、ご注意ください。

## ■ ご利用可能回数 ■

対象要件	利用可能回数(最大)
①塩沢5班にお住まいの方	年 24 回…月あたり2回
②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	年 96 回…月あたり8回
③要介護(支援)、事業対象者の認定を受けた方	年 96 回…月あたり8回
④運転免許証を返納した方	年 96 回…月あたり8回

※上記は4月から利用した場合の年最大です。申請された月によって異なります。

## ■ 利用登録について ■

ご利用には利用者登録が必要です。

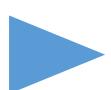
### 【登録申請・お問合せ】

立科町地域公共交通活性化協議会（立科町役場 企画課） 電話 0267-88-8403

## ■ ご利用方法 ■

ご利用方法は、通常のタクシーと同じです。

まずは、タクシー会社に電話してご予約ください。



望月ハイヤー TEL0267-56-1153  
エフジルタクシー TEL0800-800-1890(休業)  
介護・福祉タクシー はね TEL070-8800-8080